

みたき在宅ケアセンター 訪問看護 料金表 (2026年6月1日～)

(1) 介護保険の利用料

【基本部分】 (単位)

基本報酬	介護保険 (要介護)	介護予防 (要支援)
20分未満	314 /回	303 /回
30分未満	471 /回	451 /回
30分以上1時間未満	823 /回	794 /回
1時間以上1時間30分未満	1128 /回	1090 /回
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	294 /回	284 /回

【加算・減算】 (単位)

要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算又は減算されます。

口腔連携強化加算	50 /回	早朝・夜間	25%
初回加算 (I)	350 /月	深夜	50%
初回加算 (II)	300 /月	複数名訪問加算 (I) 30分未満	254 /回
ターミナルケア加算	2500 /月	複数名訪問加算 (I) 30分以上	402 /回
緊急時訪問加算 (II)	574 /月	長時間訪問看護加算	300 /回
退院時共同指導加算	600 /回	特別管理加算 (I)	500 /月
(介護予防)理学療法士等 12か月越え減算	-5 /回	特別管理加算 (II)	250 /月

サービス提供体制加算 (I)	6 /回	介護職員等処遇改善加算	1.8%
-------------------	------	-------------	------

(注1) 上記表の単位数に、10.42(6級地)を乗じた額が利用料の総額になります。利用者負担額は、総額から利用者ごとに決められた負担割合(1割~3割)に応じた金額をお支払いいただく事になります。

(注2) 上記の基本利用料及び加算等は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料等も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料等を書面でお知らせします。

(注3) 介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

(注4) 介護給付費等について事業者が代理受領を行わない(利用者が償還払いを希望する)場合は、介護給付費等の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町に介護給付費等の支給(利用者負担額を除く)を申請してください。

(2) 医療保険の利用料

【基本部分】 (円)

訪問看護基本療養費 I	週3日まで	5,550	円/日
	週4日以降(リハビリ除く)	6,550	円/日
	週4日以降(リハビリ)	5,550	円/日
訪問看護管理療養費	月の初日	7,710	円/日
	月の2日目以降	3,000	円/日
訪問看護基本療養費Ⅲ(外泊時)		8,500	円/日
訪問看護ベースアップ評価料		1,830	円/月(月1回)

【加算・減算】 (円)

24時間対応体制加算	6,520	円/月(月1回)
------------	-------	----------

特別管理加算	I	5,000	円/月 (月 1 回)
	II	2,500	円/月 (月 1 回)
医療 DX 情報活用加算		50	円/月 (月 1 回)
退院時共同指導加算		8,000	円/初回
(特別管理指導加算)		2,000	円/初回
退院支援指導加算		6,000	円/初回
〃 (長時間にわたる指導を行った場合の加算)		8,400	円/初回
在宅患者連携指導加算		3,000	
在宅患者緊急時等カンファレンス加算		2,000	
訪問看護情報提供療養費		1,500	
長時間訪問看護加算		5,200	円/日
難病複数回訪問加算	1 日 2 回	4,500	円/日
	1 日 3 回以上	8,000	円/日
複数名訪問看護加算		4,500	円/日
乳幼児加算	※厚生労働大臣が定める患者	1,800	円/日
	上記以外	1,400	円/日
夜間(18:00~22:00)・早朝(6:00~8:00) 訪問看護加算		2,100	円/日
深夜(22:00~6:00) 訪問看護加算		4,200	円/日

ターミナルケア療養費	死亡時	25,000	円
緊急時訪問看護加算	月 14 日まで	2,650	円
	月 15 日以降	2,000	円
訪問看護医療情報連携加算		1,000	円
訪問看護物価対応料	月の初日	60	円/日
	2 回目以降	20	円/日

(注 1) 上記金額は 10 割自己負担をした場合の金額になります。実際はそれぞれの負担割合 (1 割～3 割) に応じて自己負担額をお支払いいただくことになります。

(注 2) 上記の基本利用料及び加算等は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料等も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料等を書面でお知らせします。

(注 3) 訪問看護医療情報連携加算は、ICT を活用し、医療機関等と情報共有を行い、その内容を訪問看護計画や記録等に反映した場合に算定します。

(注 4) 訪問看護物価対応料は物価上昇に対応するための加算です (令和 8 年度)。令和 9 年度には金額が引き上げられる予定です。

(2) その他の費用 (実費)

死後の処置	10,000円
交通費	通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問看護を行う場合に係る費用として、通常の事業の実施地域を越えた地点から、距離 1 kmにつき 10 円を請求します。